

第 63 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

1 日 時 平成 24 年 3 月 15 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 00

2 場 所 永田町合同庁舎第一共用会議室

3 出席者

会長代理	林	陽子	弁護士
委員	阿部	裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾	綾	中央大学大学院教授
同	木村	光江	首都大学東京教授
同	竹信	三恵子	和光大学教授
同	種部	恭子	女性クリニック We 富山院長
同	原	健一	佐賀県 DV 総合対策センター所長
同	番	敦子	弁護士
同	山田	昌弘	中央大学教授
有識者	亀井	明子	SSHP 全国ネットワーク代表
同	太田	達也	慶應義塾大学教授

(議事次第)

1 開会

2 有識者からのヒアリング及び意見交換等

(1) 亀井明子氏「指導的立場の者による性犯罪の防止について～スクール・セクシュアル・ハラスメントの実態と防止の必要性～」

(2) 太田達也氏「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」

(3) 意見の整理等について

3 閉会

(配布資料)

1 「指導的立場の者による性犯罪の防止について～スクール・セクシュアル・ハラスメントの実態と防止の必要性～」 (SSHP 全国ネットワーク代表 亀井 明子氏)

2-1 「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」 (慶應義塾大学 太田 達也氏)

2-2 関連資料 (慶應義塾大学教授 太田 達也氏)

3 専門調査会委員、有識者等からのヒアリング実績

4-1 専門調査会 (第 55 回～第 62 回) において出された意見

4-2 専門調査会において出された意見の整理 (未定稿)

5-1 第 56 回国連婦人の地位委員会 (CSW) における我が国提出決議 (「自然災害とジェンダー」) について (概要)

5-2 第 56 回国連婦人の地位委員会 (CSW) における「自然災害とジェンダー」決議 (英文)

6 「第 62 回女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

○林会長代理 ただいまから、「第 63 回女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、辻村会長が御都合により御欠席ということですので、女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則第 8 条に基づき、会長代理として、私、林が司会進行を務めさせていただきます。

本日は、有識者の方 2 名から、それぞれのお取組と課題について御説明をいただき、意見交換を行いたいと思います。

最初に、「指導的立場の者による性犯罪の防止～スクール・セクシャル・ハラスメントの実態と防止の必要性～」について、NPO 法人 SSHP 全国ネットワーク代表の亀井明子さんをお願いしたいと思います。

第 3 次男女共同参画基本計画においては、指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策や、これらの者等に対する啓発を強化することが盛り込まれております。

また、第 56 回の専門調査会において、阿部委員から、児童や生徒に対する学校現場における性犯罪についても、この専門調査会において取り上げてもらいたいという御意見が出されました。

本日は、これらを踏まえて、指導的立場の者等からの性犯罪の発生の防止対策について、亀井さんの御経験に基づいてヒアリングを行い、意見交換をしたいと思います。

では、亀井さんから、30 分程度で御説明をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○亀井氏 こんにちは。ただいま御紹介いただきました亀井と言います。よろしくお願いいたします。

スクール・セクシャル・ハラスメント防止全国ネットワークの活動に関しましては、皆さんのお手元にリーフレットを配付していただいておりますので、またお時間のあるときにお目通しいただければと思います。

今日は、指導的立場の人から性被害を受けるというようなところで、簡単ですけどもレジュメをつくってみました。

指導的立場というのがどういう人たちを指すのかということで、1 つは、やはり学校の教員によるセクシャル・ハラスメント、性犯罪、性暴力ということが、今日非常に大きくクローズアップされてきております。では、学校の教員だけであるのかというと決してそうではありません。例えば、スポーツ指導者から、近々のニュースの中では、皆さんの資料の中にも少し、新聞あるいはインターネットから取りました事件の概要についてまとめたものを添付しておりますけれども、とりわけ、スポーツ関係の指導者から受けるということが非常に多いです。

北海道のある私立高校のチアリーディング部がそういう被害を受けたということで、多数退部するというような事態が発生しました。当初、すぐ北海道の知り合いと連絡を取って情報を得ていたわけですけども、やはり学校は「なかった」ということを一貫して通しましたけれども、結果的にはやはり調査して、あったということが報じられています。

学校の先生とそこに書きましたが、都道府県立の学校、あるいは市町村立の学校いろいろあります。ただ、現在調査・統計があるというのは、文部科学省が前年度の発生件数、とりわけ懲戒処分を受けた人の数値を発表するというようなことをしていますけれども、これはあくまでも公立の学校を対象としています。そのために、私立の学校であるとか、あるいは国立の附属の小中高校については、全くその統計が現在のところないということです。

それから、これは公的と言えば公的ですがけれども、公立という意味ではないのですけれども、いわゆる学習塾の先生から、やはりセクシャル・ハラスメントを受けるというようなこともございますし、個人的な部分で言えば、家庭教師、あるいは子どもがさまざまなレッスンに通うところから性暴力の被害を受けるというようなことがあります。

指導的な立場ではないけれども、やはり性被害の相談があったり、あるいは報告があったりという
ようなところでは、市民講座とか、地方議員さんの学習会などでも、このセクハラに関しては関心を
持たれて、学習をしたいということでお話をさせていただいたりはしています。特にボランティア、
今回も震災後、多くのボランティアが現場に入っていますけれども、そのボランティアそのものが、
やはり社会の中でいい人という枠組みで語られることがとても多いです。人が集まる場所にはやは
りいろいろな人がいるわけですが、そんな中から、やはり子ども、あるいは女性に対して性暴
力をするというような人もいます。だから、ボランティアに何らかの形で性犯罪・性暴力とい
うことについての認識を持っていただくということも、非常に重要だというふうに私たちは思ってい
ます。

3

スクールカウンセラーであるとか、あるいはスクールソーシャルワーカーという方が、学校現場にも入っておられます。こういった方が加害行為をとっているのではないですけれども、後に少しお話をさせていただこうと思っています。いわゆる、そこに相談をしたときに、2次被害を受けるというようなことも、たくさん相談に上がってきているということです。

この中で、臨床心理士さんもそうなのですけれども、1週間の間に相談があった件で言いますと、性暴力を受けて、いわゆる精神科に通院をしておられる。その中で、精神科の中のカウンセラーさんに、さまざまな検査を受けることになったらしいのですけれども、その検査の結果、あなたがなぜその性暴力を受けるようになったかという根源的なところをやはり探らなければというようなことで、検査結果で報告をされたところが、非常に被害者を傷つけてしまうというようなことが起こっていました。そういうような問題というのは多くあるかと思います。

いわゆる絵画療法であるとか、性格検査といったものによって、性被害に遭ったということが、まるでその人に問題があるかのように言われてしまうというようなことが起こっています。

先ほども申し上げました2つ目に、調査による被害実態というのについては、ここに書いておりますけれども、実態というのは、実は犯罪行為のみを扱われています。ほとんどが、やはり懲戒処分の対象になるというのはもう犯罪行為なのですけれども、それまでに至るさまざまな特徴と言いますか、学校の先生というのは児童・生徒に対して非常に身体接触が多い。それが教育的な指導であるとか、あるいは配慮であるとか、またスキンシップであるとかというような、いわゆる抗弁に等しいようなところで出てくるものですから、なかなか身体接触ということが犯罪行為にきわめてつながっているのですけれども、それを認識されないというようなことがあります。

先ほど言いましたように、公立の学校だけが調査の対象になっているというところで、これを全国的ないわゆる実態を把握するためにどんな方法があるだろうかと、これまでもいろいろ考えてきましたけれども、実態を把握すること自体が、直接子どもさんたちに被害の実態を聞き取るというようなことが、かえって自分の傷を思い出させたりというようなことで、非常にしんどい思いをさせてしまうことがある。

そうすると、どういうところでその実態を把握することができるだろうかと、現在も模索中ですが、私たちが毎週火曜日、関東でも実は電話相談を受けているのですけれども、そこでは土曜日、だから、スクールセクハラに関しては週2回、火曜日と土曜日は相談するということができるわけですけれども、全国ネットの方で携帯を持ちまして、曜日・時間関係なく相談を受けたり、あるいはサポートに使ったりというようなことを実施しています。

そこに「資料参照」と書きましたけれども、実は、資料を送ったときにこれをつけるのを忘れました。ごめんなさい、皆さんにはその資料がないのですけれども、私たちが受けました1998年～2009年までの間の統計を出したものがあつたのですけれども、この中では、公立、私立、また国立の附属、それから保育園、あるいは幼稚園、そういうところからの相談というのがあります。全国から相談を受けているということで、さまざまな分野の指導的な立場の人から受けるというところでは、網羅で

きているということは申し上げられませんが、一定の状況というのはつかめてきているというところでは。

実際に電話相談を開始しまして、2年間電話相談を受けて、私たちが、学校等に関してセクハラが起きているところに非常に大きな特徴があるということで、7つの特徴に類型化しました。

その一つは、やはり犯罪です。これを犯罪行為型と呼んでいます。

もう一つは、大人の間であれば余り起こってこない身体接触です。先ほども言いましたように、例えば、体育の時間に補助をするとか、あるいは習字の時間に先生が筆を持つ手を添えて補助をするとかいうような、そういった補助なども入れての身体接触です。今は、特にパソコン指導が学校の中にも入ってきておりますので、パソコン指導のときに先生がかなり近づいて、あるいはマウスを持つ手に先生の手を重ねてということで、これは、小学生の子が非常に気持ちが悪いというようなことも相談の中で話してくれたりしています。それが犯罪になるということではなくて、子どもたちがどういところで不快に感じているかということを実に受け止めていくとしますと、やはり身体接触が非常に多いということです。これを身体接触型と呼んでいます。これを詳しく相談内容を聞いていきますと、これはもう犯罪だなと思うようなことというのは、しばしば遭遇しています。

3つ目は懲罰型です。指示をしたり、先生方は何かするように命じたりというようなことがあるわけですが、それに子どもたちが応えられなかったときは、性的な意味合いを持つ罰、これを与えるというようなことがあります。小学校の研修などに寄せていただきますと、女性の先生方から結構出るのでありますが、今日も私、それしてしまったと言われるのが、宿題を忘れた子どもに対して、居残りして学習するのがいいか、先生のほっぺにチュッとするのがいいか、どちらか選んでちょうだいといって、そうして先生にキスをさせるというようなことです。そういったことがやはり起こっていて、子どもにしてみたら、居残りするのが嫌だからということで、チューはしたけれどもとても嫌だったよというようなことも話してくれたりするわけです。

身体接触型の中には、先ほどもお話ししましたように、補助であるとか、あるいは指導であるとかというような抗弁、それから、スキンシップというようなところで言われたりしますけれども、懲罰型の場合でも、やはりこれは教育的指導だと言われることもあります。

それから、いわゆるからかい型というようなこと。これは授業中に先生が非常にわいせつな言葉を使われたりというようなことで、こういった相談については、やはり中高生から非常に不快であるというようなことが相談の中で出てきたりします。

それから、いわゆる視線です。これは鑑賞型と私たちは呼んでいるのですが、被写体としての女の子たちというのが出てきます。この中には、実は犯罪につながっていきますような盗撮といったことも入ってきています。これが実は、児童ポルノとの関連が非常に深く、水泳指導などの季節になりますと、かなりこういう相談が多くなってくるというところがあります。

それから、プライバシーの侵害型ということで、ほんの一例しか今日は紹介できませんけれども、生理の日を聞いたりというようなことが上がってきます。

もう一つは、やはり学校文化の中で起こってきますジェンダーバイアスです。これが非常に多いです。女の子だから、男の子だからというようなことで振り分けられてしまったり、女の子のくせにと言われる。男の子もそうです。

そういった特徴型に分類していきますと、非常にどういう状況が学校現場の中で起こっているかということがよくわかります。

こういった実態を私たちが把握していく中で、来年でちょうど私たちがこのネットワークを開始して 15 年目になるわけですが、文科省のデータから見ても、懲戒処分を受ける教員数は一向に減少していかない。三けたになった状態のままで推移をしているというようなことです。全国で三けたなので、それが多いかと問われることもあるのですが、1 人の子どもであっても、被害者が出たら非常に大変なことだと考えています。

ただ、1 人の教員が 1 人の子どもに対してということではなくて、これは広島の小学校で起きた事件ですが、結果から言いますと、実刑判決が 30 年、最大で出されたケースです。10 人の子どもの保護者が告訴しています。それでも検察などのしらべの中では、推定 100 人は下らないだけの被害者が出ています。それが北海道でも、あるいは東京でも、やはり同じようなケースが出てきたりしているということで、1 人の教員が処分をされたからと言って、1 人の児童・生徒が被害に遭っているということでは決してないということです。

これだけ連日新聞報道されたりしているけれども、どうしてスクールセクハラが減少傾向にないのだろうというようなことで、そこに「今後の課題」と書いてみました。

1 つには、やはり教育に携わる人というのに、性暴力という問題について、これまで研修であるとか、あるいは大学の学生のころに勉強したというようなこともないわけです。また、現場の教員になってから、これを学ぶという機会もほぼないに等しい状態であるということです。

これは、行政も司法もそうですし、また医療関係者もそうだったように、やはり学校の教員になる人たちが、大学の時代、教職課程あるいは教員養成大学においては、やはり必修教科の中で性暴力犯罪ということについてはきっちり学んでいただかなければならないのではないかな。そういうシステムをきっちりをつくっていく必要があるのではないかと私たちは考えています。

それから、被害を受けやすい子どもへの啓発ということです。知ることによって避けることができるのではなくて、できるかもしれないという状況を、やはり考えていかなければいけないというようなことです。これは、全く何ら根拠がないと前置きしてお話ししますが、例えば男女共同参画センターなどが都道府県の教育委員会とタイアップして学校の先生方にスクールセクハラの勉強をしていただきましょうというようなことで開催されたところが幾つかあります。実際にそれやっていったところでは、実は、結構被害報告というのが、実態が顕在化されてくるというところがあると思っています。

何か月ぐらい前の記事だったか、ごめんなさい、余り記憶にないのですが、静岡県は、かなり男女共同参画センターと教育委員会がタイアップしてスクールセクハラ研修をされているのです。

けれども、そこで、どんどん出てきている。これは先生方も気づき、また、児童や生徒さんに対して先生方がそういうことをお話しされるということで、子どもたちも話ができるようになりというところでは、確かにその被害が顕在化してくるということはあると思います。

被害が多く出たということで、静岡県教育長が、手は打ったけれどももう何もできることはない、お手上げ状態、バンザイをしてしまったという新聞記事が出ておりました。でも、実際に何もすることはもうないのだろうかというところです。

これはなぜかと言いますと、いわゆる、実際に学校で先生から被害に遭った子どもたちが親に相談をする、あるいは民間に相談をする。そこから教育委員会につないでいって、どういう事実調査をするかという、ほとんどが教育委員会が学校長に指示を出して、校長がその教員から聞くということになっていきます。これがほとんどのシステムです。校長先生は、その教員を呼んで、こういう訴えがあるけれども君はこういうことをしたんですか、というふうに尋ねるわけですが、性暴力に関しては、まず最初から認めるということはないです。先ほどの北海道のケースで言いましたように、それはないと言われます。

そうすると、校長さんはそこで、先生はなかったと言っていますという報告を保護者にします。そうすると、なかったということは、もう子どもがうそをついているということになってしまいます。それが、結果としてそのままの状態にされてしまう。私たちのところに来る保護者からの相談というのは、もうさまざまところに行きました、でもどうしても納得がいかないですということで、かなり犯罪のケースもありますけれども、相談があるというようなところです。

だから、子どもは、先生が認めてくれなかったということに関しては、そこから学校に行けないというようなこともありますし、また、未然に防いだところでは、やはり教育委員会が、結果的には何も起こっていないのだからということで、そのままその先生を放置してしまうということになっています。

ここで何を問題としたいかという、いわゆる事実関係の調査をするというところでは、全くこの性暴力に関する素人である校長、管理職が聞き取りをするというところで、全くポイントを心得ていないというようなところです。だから、相手が、相手というのは訴えられた人が、やっていませんと言うと、もう素直にそれを受け止めてしまうというところで終わっているケースがものすごく多いというところです。

そういう意味で、いわゆる、この後韓国のワンストップセンター等のお話も聞けるようではありますが、日本にはまだまだそれがありません。大阪には SACHIKO ができて、このスクールセクハラのことに関しても相談が入ったりしているとは思いますが、できるだけ多くの公的に携わっていただけるようなワンストップセンターというのが必要だと思っています。

それから、被害を受けやすい子どもというのは、障害のある子どもに対して起こしているというのも非常に多いです。支援学校などにおいては、夏休みが終わると妊娠を訴えてくる生徒さんがかなり多いということで、先生方から相談を受けるということもあります。子どもさんから聞いてみると、

やはり先生から性暴力を受ける、強姦ですが、こういうこともあるということです。

それから、「被害を受けた子どもへのケアと学習の保障」と出していますのは、学校でやはり子どもが非常に傷ついているということで、何らかの子どもへのケアということは考えていただけても、実はそこで提案されているのは、スクールソーシャルワーカーであるとか、あるいはスクールカウンセラーです。

この場合、授業中に時間を割り当てられて、いわゆる授業を抜いて子どものカウンセリングをするというようなことが非常に多いです。それに対する学力保障がなされなかったり、あるいは学校に行けない子どもに対しての学力保障がなされなかったりというようなことで、教育ネグレクトと呼べるような状態になっている子どもたちがいるということです。

将来の進路が全く保障されなかったということで、結果的には進学をあきらめるというようなこと、これは、いわゆる PTSD 症状に非常に苦しんで、高校に入学したけれども続けられなかった、あるいは大学に進学したけれども続けられなかったというような子どもたちもいるということです。

4つ目です。男児の被害については、多分もう皆様方は認識していただいていると思いますが、実は学校の先生あるいはスポーツ指導者に、男の子の被害というのについては、なかなかやはり御存じないということの方が多いです。

実は、スクールセクハラの中では、男の子の被害を訴えてこられた、いわゆる加害行為者とされる人は、ほとんどが男性教員です。ほとんどがと言いますか、私たちが相談を受けたケースでは、すべて男性教員でした。これは、児童買春と関連すると思いますが、児童買春も新聞報道されている中に、買春行為をしたというのに男性教員が非常に多いということも、私たちがつかんでいる実態としてはあります。

また、御自身が勤務している学校でなくて、いわゆる一般女性、あるいは他の学校の児童・生徒に対して性暴力をするというような教員も含まれています。

それから「指導者への防止研修のあり方」ということです。1つには、やはり教員養成課程、それから、部活指導をするということでは、大学のスポーツ関係、スポーツ関係だけではなくて、部活の中でよく言われるのは、吹奏楽であるとか、あるいは演技指導をしなければいけない演劇部であったり、こういった文科系の部活の中でも起こったりはしています。そういうふうに考えていきますと、すべての学生に対してということになるわけですが、やはり余りにも性暴力という問題に関してこれまでタブーとされてきて知らされてこなかったということが、やはりこういった多発している中に問題があるのではないかと考えています。

最後になりますけれども、事案発生から相談、対応、解決に至るまでのシステムというものを、やはりワンストップセンターというような形で、第三者がかかわるということでなければ、いわゆる身内が身内から事実関係を聞き取るということの困難さを考えると、非常に、むしろ危険な要素の方が含んでいるだろうと考えています。

最後に、◎で児童虐待防止法の定義枠の拡大というのを私たちはずっと考えてきました。これは、

児童虐待防止法の中には、いわゆる児童に虐待行為をするというのが、保護者であったり、あるいは24時間の監護権のある人と限られています。だから、児童養護施設であるとか、あるいは、今は子どもセンターとか、そういったところが立ち上がったたりしていますけれども、そういうところは多分、児童虐待防止法が適用されると思うのですが、学校の先生というのは、ここではないです。またスポーツ指導者はというのもないです。

厚労省の方にこのあたりをお聞きしましたところ、やはり児童が生活するベースの中で起こっているというのは非常に深刻なので、そういうふうな定義枠を持っていますというふうにおっしゃったのです。生活をすると考えますと、子どもが学校で生活をしているのは1日の3分の1あります。その中に自分に対して加害行為をした人がいるということに関しては、これは子どもの学校生活に多大なる影響を与えてしまうということにもなりますし、またそのことによって、いわゆる教育を受ける権利、教育権の侵害にもつながっているということで、この定義枠というのを、「誰から受けても」というふうに私たちは改定をしてほしいと思っています。

指導者という立場からということ言えば、まず大人、あるいはボランティアは成人ばかりではないですけれども、そういった人であろうと思います。ただ、この課題の中にありますように、やはり被害を防止していくためには、実は、児童・生徒間で起こっているセクシャル・ハラスメント（性被害）、これを防いでいく、学校現場では性的いじめという枠組みで言われています。

よく報じられるのは、やはり今、携帯等、あるいはアイホンなどで盗撮する、友だちを裸にしてしまったりカメラに収めて、そのままもう配信できますので、いろいろなところに行ってしまう。これが実は児童ポルノにもつながっていくというようなことです。こういったことを考えると、子ども間で起こっている問題も非常に深刻だなと思います。

小学校では、先生方あるいは管理職もどう対応していいのかわからないというところが、保護者が訴えてきても、その加害行為をしてしまった子どもさんの親御さんが、単なるお医者さんごつこととらえてしまう。やはり、その被害を受けた子どもの立場に立ってということ考えていかなければいけないというようなことも、やはりこういう認識をしていただくということが非常に大きいかなと思っています。

少し時間をオーバーしましたがけれども、以上で私の話を終わります。

○林会長代理 ありがとうございました。

それでは、ここで亀井さんからの今の御説明に対して、御質問と意見交換を10分程度設けたいと思います。

御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 最後の解決に向けてということで、第三者機関が必要という御意見については、なるほどだと思いますけれども、これが児童虐待防止法との兼ね合いで言いますと、現在の児童相談所にこういった問題の解決能力を更につけなければならないのかと、直結して考えてみたのですが、その辺は

亀井さんの御意見はいかがでしょうか。

○亀井氏 児童相談所の方ともお話しさせていただいたことがありますが、やはり、今現在のところで手いっぱい。手いっぱい以上の仕事を抱えておられるということはあると思います。これはキャパの問題だと私は考えています。

そのために、児童相談所等に関する予算の枠組みを拡大することによって、相談員を増やす、あるいはソーシャルワーカーさんといった方の人数拡大を求めていく。これは児童虐待防止法が成立する前から、やはり対応ができていないというような指摘もあって、かなり増やされているということは現実問題としてあると思いますけれども、そこに踏み込んでいかなければ、なかなか大人側の問題だけで結構拒否されてきたことはあります。

特に、これも私たちの感覚ですけども、実は母子家庭の子どもさんたちに非常に被害者が多いです。そうした場合に、例えば、要保護家庭の子どもさんであれば、ソーシャルワーカーさんがついていますので、そういう方たちと相談するということもできます。でも、相談の域だけで終わってしまっているのが現状です。

○林会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問。

原委員、お願いします。

○原委員 御説明ありがとうございます。

改めて、相当暗数の多い問題だということを再認識しました。

幾つか啓発や研修のことでお尋ねをしたいのですが、まず、被害を受けやすい子どもへの啓発ということで、これは、被害を受けやすい子どもに対する個別の指導を想定してあるのかということと、全体の啓発で何かよいプログラムとかがあれば教えていただきたいということ。

それと、指導者への防止研修のあり方ですが、私も先生方にセクハラ研修をすることがありますが、自分たちが当事者や加害者になるという実感がほとんどない先生方が多く、お話をしても空回りするような感じがあるのですが、防止研修のあり方のところで、何か有効な伝え方というか、参考になるようなところを教えていただきたい。

もう一つだけ最後に、先ほどあったワンストップセンターなのですが、これは男女共同参画センターなどもそういうものが担えとか、そういうことを想定しているのかということもお尋ねさせてください。

○林会長代理 済みません、お答えに入る前に、ほかに御質問ありますでしょうか。御質問をまとめて受けたいのです。

小木曾委員、お願いします。

○小木曾委員 先ほどの事実調査の関係ですが、教育委員会が何かそれについて積極的な役割を果たしているかどうかを教えていただきたいと思います。

○林会長代理 よろしいでしょうか。

では、まとめてお答えをお願いいたします。

○亀井氏 個別にというふうには非常に難しいですので、考えておりません。やはり、プログラムです。私たちはいわゆる小学生・中学生・高校生に対応するプログラムというのを今つくっているのですが、中学生に対しては、一応一定のプログラムをつくってきました。

ほかに性暴力の被害ということでは、例えば、カナダの性暴力にかかわる被害、それはあります。ただ、こういった教員からというような部分ではないです。一般的な性暴力被害のプログラムというのはあります。

それから、研修のあり方ということですが、私たちは、もう 15 年目に入ります。最初のころはやはり講演形式でやっていましたけれども、実は、先生方がお仕事終わって研修に入りますと、やはり居眠りをされたり、あるいは内職をされたり、特に試験の後などだと採点をされたりというようなことで、何だこれはと思うようなことがしばしばありました。それは、もしかしたら、私たちの話し方の問題、あるいはこれだけ引きつけられないのかもしれないということも反省点としてはありましたけれども、やはり効果的ということを考えますと、勿論内職をさせない、居眠りをさせないということもあるのですけれども、やはりワークショップです。

先生方がお互いにこういったセクシャル・ハラスメントを含む性暴力のことで、普段話されることはまずないです。避けて通りたいところです。ワークショップの中では強制的にもう話をしなければ前に進めませんので、それでも私たち側の当初心配していたほど、先生方は取り組めなくはないのです。むしろ積極的に話し合いを進めていかれて、そうして、自分たちの生活を見直していけるというところまでいける学校もあります。ですから、ワークショップがやはり効果的。

こちらから一方的に話すということは、やはりスルーしてしまいますので、先生方に考えてもらう。スクールセクハラはどんなことがあるかというところから入っていくことによって、結構先生方はわかっておられます。こういうことがそうなのかとかというふうに。そこを少しまとめていくというような形で、これも 3 段階でプログラムをつくっています。概念編・対応編・解決編ということで、2 時間ずつの 6 時間です。

この 6 時間すべてやった学校というのは余りないですけれども、それでもやはり、御自身たちで相談を受けてから解決までのプロセスというのを、校内で解決できる問題、校内で解決してはいけない問題、そういったところも含めて考えていただけるようなものとしてあります。

ワンストップセンターに関して言いますと、いわゆる、男女共同参画センターというのは想定していません。これは、全く民間で、公的なところがやはり助成金を出して運営するというような形で、勿論司法関係、警察等も含めて入れるようなところを現在考えているということです。

それから、教育委員会で、斬新的な取組になるかどうかかわからないですけれども、いわゆるセクシャル・ハラスメントのガイドラインを一番早く策定したのは大阪市の教育委員会です。そこにはかわりましたけれども、なぜかわかったかという、私が勤務していた学校で大きなセクシャル・ハラスメントの事件が起こって、対応し切れていないのです。これが 1995 年です。ちょうど阪神淡路大

震災のあった年なのですけれども、そこから教育委員会に働きかけをしまして、策定をしたのが 97 年になります。大阪府が 99 年に策定をしています。

大阪市の教育委員会は、第三者にその相談窓口をきっちりと位置づけているというところでは、私自身、その教育委員会のサポートルームと呼んでいるのですけれども、セクシャル・ハラスメントの専門相談窓口というので、1 つの部屋をいただいて電話相談と面談を受けております。

もう一つは、神奈川県教育委員会が、やはり民間の電話相談もきっちりと位置づけて、これが NPO 法人のスクールセクハラ防止関東ネットワークなのですけれども、その電話番号等を入れると。民間を入れるということは余りないのですけれども、大きいかなと思っています。

それから、いわゆるメールでのセクシャル・ハラスメントというのが神奈川県教育委員会の管轄の高校で起こってしまっていて、そこから 1 つ前に進んだ、これも全国教育委員会の取組では初めてなのですけれども、いわゆる保護者・生徒さんからの携帯電話、メールアドレス等を取得している先生たちは申告をなささいというふうに位置づけました。それはなぜかという、個人情報保護法との関連です。携帯電話は学校から持ち出します。つまり、個人の情報を学校から持ち出すというところで、これが法的にどうなのだろうというところがあって、必ずそれを申告させるという形を取っています。その後、どういう効果があったのかということはまだ伺っていませんけれども、そういう取組をしているところでは。

ガイドラインはもう 1999 年に文科省の方から都道府県の教育委員会できっちりとつくりなさいという通達を出して、80% ぐらいはその段階でできております。私たちが 2004 年に調査したところでは、新潟県と神戸市だけがありませんでした。新潟県は、ちょうど新潟の震災があった年ですので、今それどころではないということで、その後、策定されています。神戸市も 2 年前に策定しておりますので、政令指定市含めて、多分これで 100% ガイドラインの策定はできていると。

ただ、そのガイドラインに沿ってきっちりと対応できているところは、まずないというふうにお答えした方がいいと思いますし、そのガイドラインがあるかないかを周知徹底しているのは大阪市教育局のみであるととらえています。これも調査の結果です。

以上です。

○林会長代理 大変詳細な御回答ありがとうございました。

では、時間の関係もございますので、次の議題に移りたいと思います。

亀井さん、どうもありがとうございました。

次に、「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」について、慶應義塾大学教授の太田先生からお願いしたいと思います。

本専門調査会におきましては、第 3 次男女共同参画基本計画に盛り込まれた強姦罪の見直しなど、性犯罪に関する罰則のあり方の検討についてヒアリングをこれまで行い、意見交換を行ってまいりました。

その過程で、検討の参考例として、韓国においては、被害者の告訴がなくても明示的に刑事処罰を

希望しないことを表明していない限り、起訴ができる規定が設けられている旨の説明がありました。
また、強姦罪等に係る公訴時効については、我が国においてもその期間の延長・撤廃がなされてきましたが、それに対応して証拠の採取や保全が重要な課題となってくると考えております。

そうした点を中心に、韓国における性犯罪対策の取組について御説明いただきたいと思います。

なお、ヒアリングについての事前の日程調整のために、事務局から太田先生への御連絡が直前になってしまい、また、太田先生におかれましては直前まで韓国への御出張で大変御多忙のところを本日御対応いただきまして誠にありがとうございます。

初めに太田先生から、パワーポイントに基づいて御説明をいただいて、その後委員会からの御質問を、少し長目に取りたいということで、太田先生からは 20 分程度で御説明をいただきたいと思います。

資料として、「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」というものと、リストを配付していただいております。

では、太田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○太田氏 ただいま御紹介にあずかりました慶應義塾大学の太田でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

本日は、韓国における性犯罪被害者の支援制度と性犯罪対策についてお話をさせていただこうと思います。

現在、韓国ではさまざまな被害者関連の支援施策でありますとか、性犯罪関係の対策、例えば、GPS を使った電子監視でありますとか、昨年から施行されました性犯罪者を最長 15 年間保安処分で化学的に去勢してしまう制度とか、アメリカのメーガン法より更に強力な制度を昨年から施行いたしまして、犯罪者が帰住した地域の人々に、郵便で犯罪者の顔写真を含むあらゆる個人情報を送るという制度など、さまざまな施策が行われております。これを全部お話しすることは不可能でございますし、先ほどこっちと御紹介いただきましたけれども、このお話をいただいてから実は今日まで数日しかないような状況でございました。

ただ、お話を伺いますと、これまでも韓国の施策はこちらの調査会の方でもいろいろなお話が出ているということでございますし、ワンストップ支援センターについてもお話を伺われたことがあるようでございますので、私の方からの紹介は、できるだけ新しい動向に限ってお話をさせていただきます。

それと同時に、事務局の方からレイプキットについても触れてほしいということ、親告罪についての状況を話してほしいということでございましたので、本日は、このワンストップ支援センター、レイプキット、親告罪を中心にお話をさせていただこうと思います。

韓国のワンストップ支援センターについては、日本でもよく知られているようになってきておりますので、今日お配りさせていただいたレジュメにございます全部を説明する必要はないだろうと思いますが、現在、韓国では 16 か所、このワンストップ支援センターと言われるものが設置されてお

ます。基本的には自治体、市か道と、警察、病院が提携を結ぶ形で運営しており、ただ、実際の事業の性格としては、市や道、いわゆる自治体の委託事業という形で実施をしているようでございます。

予算は、女性家族部の国家予算と、市道の自治体の方の予算というものをを用いて実施しているようです。警察の方は、主として警察官を常駐させるという形での提携の内容になっております。

日本でも、このワンストップ支援センターが望まれているという話は、先ほど亀井先生の方からもございましたけれども、そのことを意識しますと、こういった 16 か所がどういうところなのかということを見ておく必要があらうかと思ひまして、その内訳を見てみます。

ちょっとこの部分は不正確な部分がございますので、若干留保させていただきたいと思うのですが、私がカウントした限りでは、大学病院の中に設置されているのが 5 例、警察病院が 1、ここまでは間違いのないのですが、その後、恐らくこの中の私立病院が 2 つ、残りが国公立関係の病院だろうと思われまゝす。ただ、最後の部分は若干不正確なところがあることは御承知おきいただければと思ひまゝす。

基本的には女性家族部の方の指針に基づきまして運営されておりますので、ある程度全国的な共通性はあるのですが、本日は、ソウルに最初にできましたワンストップ支援センターの実例をお話ししながら、このセンターの活動状況について御紹介をしたいと思います。

ソウル市立の病院が、ソウル大学の医学部に運営を委託しているのですが、この中にワンストップ支援センターが設置されております。

もう一つは、最近、韓国には女性・児童の性被害者を中心にワンストップ的な支援を行うひまわり女性児童センターといったものが全国 6 か所できておりまして、この 1 つも、もう一つソウル大学の方の病院があるのですが、こちらの方にもひまわり女性児童センターというものが入っております。

ワンストップ支援センターの方の支援対象は、そこに掲げております性暴力・DV・校内暴力・性売買の被害者ということになっておりますけれども、実際にはほとんどが性暴力の被害者を中心に支援を行っております。校内暴力につきましては、最近、教育省、日本でいいますと文部科学省に当たるところが、We センター、「我々」の「We」というものを設置しているようでありまして、こちらの方がほとんど担当しているために、ワンストップ支援センターでは余りケースがないということのようでございます。

支援の内容は、そこに 1 番から 5 番まで書いてある内容でございます。最も重要となるのが、最初のインテイク、相談から始まって医療支援、捜査支援、それからその後の継続的支援になりますと法律支援とか、他機関への連携というふうな支援活動を行っております。

ワンストップ支援センターでありますので、24 時間 365 日体制で支援を提供することができるようになっております。訪問相談も予約は全く不要でありますけれども、ただ、インターネット、電話でも予約が可能になっています。

ただし、実際には、被害者が警察の方に行って、警察の方からこのワンストップ支援センターの方

に治療と証拠採取のために送られてくるということのケースの方が多いいということでございます。

実際の手続きの流れは、最初に相談室の相談員の方が話を聞いて、そして医療的な支援が必要だということになりますと、直ちに救急治療が行われます。これは 24 時間体制でできるようになっております。婦人科関係に関しましては、この病院の中の産婦人科の医師が 24 時間体制で対応できるようになっておりまして、センターの方に医師が行って救急的な治療に当たるということになっておりますし、更に追加的な検査も可能であります。

続きまして、犯罪事件の場合には、その被害者に対して事情聴取を行ったり証拠採取などを行う必要があるわけでありますけれども、最初に警察の方で事情聴取が行われている場合は、わざわざこのセンターの方で行うということはありませんけれども、直接このセンターの方に相談に来たりした場合でありますとか、更にこの事情聴取を録画する必要がある場合などや証拠採取する必要がある場合にはこちらのセンターに送られてくるということになっております。

事情聴取として、被害者の方から供述を取るわけでありますけれども、現在法律が改正されまして、19 歳未満の者と障害者に関しましては、必ずこの事情聴取の全内容を録画しなければいけないと義務づけられております。これ以外のものに関しましては、録画することは義務ではないのですが、本人の同意に基づいて録画することは可能であります。ただ、実際には余りそれほど多くないということのようであります。

それから、新たな動きといたしましては、今年の 1 月から 16 歳未満の児童とか障害者に対する性犯罪事件の場合には、速記者が入って供述を速記していくという体制が全国のワンストップ支援センターで整えられております。事情聴取は、センターに常駐しております女性の警察官が行うことになっているわけでありますけれども、日本の警察の事情聴取と違いまして、日本の場合はずっと、例えば被害者の方からいろいろお話を聞いて、ある程度全体のイメージがついてから調書に起こしていくということをやるわけでありますけれども、韓国の場合は一問一答式で、質問に対して答えというふうに書いていくものですから、それを全部パソコンで同時に作っていってしまいます。そのため結構時間がかかるものですから、子どもには非常に負担がかかります。時間が長くなるということと、どうしても話の流れを遮るために、とにかく子どもが話す内容を録画すると同時に、速記者に全部その場で速記に起こしていってもらおうという制度を始めております。

女性家族部から資料が出ているのですけれども、速記者は現在全国で 259 人指定されまして、対応が行われているということのようであります。

それから、次に証拠採取が必要だという場合には、先ほど言いましたように、センター内に治療室がございまして、病院側の医師が来て、後からお話しします、性暴力応急キットというのが韓国での正式な名称ですが、いわゆる通常レイプキットと言われるものでありますけれども、これで採取をするということになっております。基本的に看護師さんが立ち会い、警察官は、女性警察官ですが、採取に立ち会うことはしないということでございます。この応急キットについては、また後ほど話をさせていただきます。

法律支援などそのほか支援については、このワンストップ支援センターは、あくまでも被害後の早い段階での支援が中心なものですから、その後更にシェルターだとか、カウンセリングだとか継続的な支援、経済的な支援というものが必要な場合には、韓国には性暴力相談所とか、性暴力保護所、保護施設のことですが、そういった法律に基づく指定された施設が全国にたくさんあるものですから、そういうところに連携をしていくことになります。経済的な支援が必要ならば、女性家族部や法務省の方の制度がございますので、そういったところから、いわゆる日本で言うところの給付金でありますとか、治療費の支援制度ができておりますので、こういったものにつなげていくということになっております。

スタッフは、そこに掲げてあるとおりでございます。女性警察官が4名、24時間体制でシフトで動いておりますし、相談員も4名でシフトで体制を取っております。

それから、新しい動きといたしましては、そのスタッフの2番目に書いてございます、そのまま訳せば「児童・障害性暴力被害者事情聴取専門家」となり、これは韓国語をできるだけ日本語に近い形で訳したものですけれども、こうした制度が昨年から導入をされております。

これは、一定の有資格者に対して研修を行って、それを全国のワンストップ支援センターやひまわりセンターに配置をし、実際に被害者から事情聴取を行うときに、その事情聴取をモニタリングする担当者です。この方が直接聞くわけではなくて、女性の警察官が事情聴取をするときに、その様子をハーフミラー越しに外からモニタリングをするというような役割を担う人材が新しく導入されております。

司法面接という技術がありますけれども、韓国にはまだ司法面接という資格制度がございませんし、余り司法面接という言い方はしないのですけれども、実質はそれに近いものだというふうにお考えいただければよろしいのではないかと思います。心理学とか児童学、社会福祉学など一定の関連領域で修士号か博士号を持っている者が、一定年数の実務経験を経た後に、女性家族部が委託をしていますある団体の研修を100時間、更に実習8時間受けるということで、この事情聴取専門家というものの指定を受けるという制度が昨年から始まりました。女性家族部の資料によりますと、これまで2回の修了者が出ているのですけれども、第1回目の修了者は19名、うち警察官が9名、残りの10名がこのワンストップ支援センターの方やひまわり児童センターで勤務する者となっているということでございます。

ワンストップ支援センターでの費用に関しましては、被害者の方には負担は一切ございません。センター内でもそうですし、それから、センター内では産婦人科の診療は受けられるのですけれども、それ以外の、例えば怪我をしているとか、内科や外科の治療が必要な場合には、その病院の各部署で治療を受けることができますけれども、その費用も被害者は一切負担しなくていい。病院内での治療はセンターの方が別途病院に支払うということで、センターの予算でその治療費を負担しております。

これまでの実績、全国的な統計はまだ見たことがないのですけれども、例えば、ソウルで言いますと、年間約1,000名の方に対して相談を行っているとのこと。ただ、昨年はソウルにもう一つワ

ンストップ支援センターができた関係で、若干減って 750 名ぐらいの者がこのボラメのワンストップ支援センターで支援を受けたということです、かなり人数としては実績を上げていると考えられます。

以上、私はここまでは意見を差し挟まないで客観的に韓国のワンストップ支援センターを御紹介したのですが、韓国のワンストップ支援センターから学び得る意義でありますとか、今後我が国でこういったものを設置・拡大していくための条件といったものが幾つか浮かび上がってくるのではないかと思います。

まず 1 つは、性暴力・性犯罪の被害者が被害直後もしくは早い段階で安心して受診できる仕組みといったものをつくらなければいけないと思われまゝ。そういう観点から考えますと、一体ワンストップ支援センターが幾つぐらい日本に必要なのかといったことも考えなければいけないと思います。

パワーポイントの方を動かしてまいりませんでしたが、外観だけ見ていただきますと、ソウルのセンターは非常に大きな病院に入っております。大学病院や警察病院はみんな大規模な病院、その中に入っている状況になっています。韓国の場合は道に分かれているのですけれども、各道ごとにワンストップ支援センターが散らばっている形になっております。現在 16 ありますので、これがもし日本で設置する場合どれぐらい必要なのか。日本と違って韓国は面積が小さいです、日本には非常に広い県がありますから、そういったところに果たして 1 つでいいのかどうかということは、日本の場合は考えなければいけないことかもしれません。

要するに、被害者からのアクセシビリティという点から考えると、どのぐらいなければいけないのかを考える必要があります。韓国の場合は、そういったこともある程度考慮して、このぐらいの数が設置されているのではないかと考えています。

この写真は、病院から入ってすぐの入り口のところでありますけれども、入口のところにワンストップ支援センターといった案内が書いてありますので、被害者からわかりやすくなっております。このエスカレーターをそのまま上がりますと、すぐにここにワンストップ支援センターがあります。一般の人はこれを見ても何のことかさっぱりわかりませんが、そういった点ではアクセシビリティが非常にいいのですけれども、逆に言いますと、そこに入ることが非常に目立つことになります。ここがどういうセンターかわからなければ別に入っていても気にならないのかもしれませんが、そういった点で工夫も必要だろうというふうな気がいたします。

香港のワンストップ支援センターも随分昔見たことがあるのですけれども、そこはこういう大きな大病院の最上階にあつて、そこには基本的には誰も上がってこないというところに設置されておりました。そういうところが随分違います。診療の窓口がこちらでございます。

これは事情聴取を行うところで、同時に録画ができるようになっています。これはハーフミラーとなっており、先ほど言った事情聴取の新しくできました有資格者がここからモニターをしております。これは診察室で、証拠採取もこちらの方で行われます。

これは、レイプキットの様子であります。

写真は以上でございます。韓国ではこれだけの数が設置されているという点で、日本でも大体幾つぐらいなければいけないのかということも考えなければいけないでしょうし、それから必要なのはやはり秘密の保持、被害者がそういうところで支援を受けているということがわからないようにする必要があります。それから、被害者が犯罪者から再被害を受ける危険性もありますから、セキュリティという点をどういうふうに守ったらいいいのかということも考えなければいけないだろうと思います。

それから、被害者にとって何より大切なことは、適切な救急治療が受けられるということが重要ですので、そういった点では、病院との連携がきわめてスムーズに取れるというような体制を整えなければいけない。それから、担当する医師といったものに対してきちんとした研修が行われるということが必要だろうと思います。

それから、ここはあくまでもワンストップセンターであって、ここで被害者は一度支援を受ければ、その後のことはいろいろ総合的なアレンジメントが行われるわけでありますけれども、ただ、その後の継続的な支援といったものはほかの機関がやることになっておりますので、そういったところとの連携をきちんと作る必要があります。

その点、韓国の場合には、例えば、保護所という言い方をしますけれどもシェルターですとか、性暴力の相談所といったところも、心理カウンセリングなどいろいろなことをやっており、こういったものが全国に数百か所設置されていますので、こういうところと非常にうまく連携が取られています。

ですので、日本でもこういうワンストップ支援センターができる場合に、その後被害者がまた別の機関に行って、またそこで被害の事実を申告するということになるないように、それだったら何もワンストップになりませんので、そういった関連機関との連携がうまく取れるような形にしなければいけないだろうと思います。

それから、それ以外の法律的な支援でありますとか、就労関係の支援などとの連携も整えておく必要があろうかと思えます。

それから、捜査との関係でいえば、確実に証拠を採取するという点と、被害者から迅速かつ適切な形で事情聴取をすることによって、初動捜査をきちんと行い、犯人検挙にできるだけ結び付けていくということが重要であろうと思います。そのためには、例えば、韓国のワンストップ支援センターのように、警察官を常駐させることが望ましいわけですが、日本の場合、こういったことがどこまでできるのか検討を要します。ただでさえ今、人員削減といったことが言われておりますが、韓国の場合、平均的に3～4人の警察官がこの16か所のワンストップ支援センターに配置されているようですので、こういったことが果たして日本で可能なのでしょうか。

それから、証拠採取キットといったものがこのワンストップ支援センターに常備されております。センター以外にも、後からお話ししますけれども、韓国では指定された医療機関の中にはすべてこのレイプキットが常備されておりますが、少なくともワンストップ支援センターに行けば、こういった適切且つ確実な証拠採取が行われるようになっております。

それから、国立科学捜査研究所、日本的に言いますと科学警察研究所との連携も取られておりまし

て、証拠採取が終わった後、直ちにそちらの方に資料を送って鑑定を行い、必要であれば DNA のデータベースに登録するというルートもきちんとできております。

更に、まだ国家資格ではないものの、こういった司法面接類似の研修制度といったものを設けて、全国のワンストップ支援センターに配置を進めていこうとしておりますので、日本でもこういった司法面接の有資格者などをワンストップ支援センターに配置していく必要があるかと思ひますし、その前にまず日本の方ではこういった司法面接の有資格者と言ひますか、こういったものを組織的に養成していく必要があろうかと思ひます。

性暴力応急キット、レイプキットの方でございませうけれども、今、少しお話しさせていただきましたけれども、これは警察や法務省の方ではなくて、女性家族部の方ですべて管理・配付をしております。予算もすべて女性家族部の予算でやっております。年間大体 3,500 から 4,000 個ぐらゐを製造して配布をしております。なくなれば補充するという形で送っているそうでありませうけれども、私の大学の大学院で勉強しておりました、その一番下を書いております韓国警察庁の洪章得さんという方を通じまして、向こうの警察や女性家族部などでいろいろ調べてもらったのですけれども、この数は大体 1 年で消費されてしまうということです。毎年、女性家族部の方でまた作っては全国に配布するということをやっているようです。

レイプキットはワンストップ支援センターに置いてあるのですけれども、これ以外の女性家族部が指定した全国 327 の医療機関、国立病院などの病院やワンストップ支援センター、ひまわり女性児童センターなどの機関に常備されておまして、そちらの方で証拠採取が可能になっているとのことなんです。

法的根拠の方も調べてもらったのですけれども、勿論、法律レベルの規定はございませう。ですので、女性家族部の方の施策やマニュアルなどで実施をしております。正式な名称はまだ確認してありませんが、資料に書いてありますようなマニュアルや施策に基づいた運用であるとのことなんです。

最後に手続ですけれども、先ほどお話ししましたように、病院もしくはワンストップ支援センターであればワンストップ支援センター内の診療室で医師が採取をして、看護師が立ち会う、そして資料を国立科学捜査研究所という、行政安全省というところが所管をしてありますが、警察に近い機関でありますけれども、こちらの方に送って、そこに遺伝子鑑識センターというのがありますけれども、そちらの方で鑑定をして、回答がワンストップ支援センターに戻ってきます。戻ってきてそれを捜査機関の方に提出をして、警察の方は捜査をするときに捜査記録に編綴して、検察官に送付をし、勿論起訴されればそれを証拠として提出するということになっているとのことなんです。

その資料の方は、ワンストップ支援センターの方に送り返して、そこで保管するというものになっているようでございませう。更に、キットから資料が採取できた場合には、国立科学捜査研究所内に DNA データベースというのが構築されておりますので、こちらの方に登録されます。韓国で 2 つ DNA データベースが運用されておまして、検察庁の方と、国立科学捜査研究所の方の 2 つございませうけれども、こちらのワンストップ支援センターの場合には、国立科学捜査研究所の方のデータベースに登

録されるということでございます。

最後、親告罪でございます。

先ほどお話がありましたように、韓国では親告罪という制度以外にも一つ、そのまま訳したのですが反意思不罰罪と呼ばれる制度がございます。御案内のように、親告罪というのは告訴が訴追条件となっている制度でありまして、被害者の方が告訴、要するに被害事実の申告だけではなくて、犯罪者の処罰意思を表明しないと犯罪者を起訴することができないという制度になっておりまして、強姦罪・強制わいせつ罪なども親告罪、ただし致死傷の結果を生じた場合と集団強姦等の場合には除かれますけれども、性犯罪の場合には親告罪になっております。

韓国でも、基本的には性犯罪が親告罪になってはいるのですけれども、もう一つ韓国ではこの反意思不罰罪という制度がありまして、先ほど御紹介がありましたように、被害者が積極的に処罰を希望しない旨の意思表示をしない限り訴追が提起できるという制度でありますので、告訴がないことによって訴追をあきらめなければいけないということを回避できる制度がつくられております。

この制度は、実は最近できたものではございません。大韓民国になりまして初めてできた刑法が1953年の刑法でありますけれども、このときからもう既に反意思不罰罪が規定されております。この反意思不罰罪に関する研究が過去にほとんどないものですから確認はできていないのですけれども、いろいろ聞きますと、どうやら日本の刑法改正の中での親告罪をめぐる議論の影響を受けてこういった制度をつくったということのようであります。

その中で、刑法改正仮案とか、日本は戦後暴行罪を非親告罪にしたり、集団で強姦、強制わいせつした場合を非親告罪にしておりますけれども、特に仮案から暴行罪を非親告罪にしたあたりの議論が、どうもこの制度に結び付いているようでございます。

では、こういったものが反意思不罰罪になっているかと言いますと、資料の下に、日本の親告罪や非親告罪との関係性がわかるように表をつくってみました。韓国で反意思不罰罪になっているのに、日本では親告罪になっているものには過失傷害と名誉毀損罪があります。それから日本では親告罪になっていない暴行罪や脅迫罪は韓国では反意思不罰罪になっているということでございます。

そういうふうなことから考えますと、反意思不罰罪は、犯罪がきわめて軽微なものとなっています。日本でもこの親告罪の性質をどう分けるかというので、2つに分けるか3つに分けるか、更に違う性質のものとするかという議論はいろいろありますけれども、反意思不罰罪は、日本で言いますと親告罪の中でも特に軽い、被害の軽微ゆえに親告罪になっているようなものが韓国で反意思不罰罪になっているようなイメージです。

ですから逆に言いますと、韓国ではその被害の軽微性ゆえに親告罪になっているものがかなり少ない。だから、その部分を反意思不罰罪にしてあるというようなイメージとお考えいただければいいのではないかと思います。またちょっとその点は最後にコメントさせていただきます。

ただ、韓国ではこういった反意思不罰罪という制度をつくる一方で、もともと親告罪であったもの、特にこの性犯罪などの非親告罪化といったものを進めてきております。その細かい状況を書いたもの

がこの別紙の表、かなり細かくて申し訳ないのですけれども、ちょっと時間がなかったので大学院生の宣善花君にまとめてもらったものに私がかかなり手を加えたものなのですけれども、比較できるようにしておきました。

簡単に紹介しますと、基本的にまず韓国でこの性犯罪の非親告罪化を進めたのは 1994 年に性犯罪の特別法をつくったときであります。韓国の法制度の特色はいろいろな犯罪の加重類型を定めたようないろいろな特別法があることであり、ものすごく関係が複雑なののですけれども、性暴力犯罪という定義がありまして、刑法犯の中にあります性犯罪の特別加重類型といったものをいろいろ規定した法律を、一番最初に 1994 年につくるのですが、このときに一定の強姦とか強制わいせつの加重類型のものをすべて非親告罪化しております。

今日、そのときの法律案の内容や立法趣旨などを少し見てきたのですけれども、立法趣旨としましては、近ごろ性犯罪というのは非常に強暴化してきている、集団化してきているし、知能化してきているので、これに対応するために非親告罪化したと、そんな簡単な表現があるだけでございました。

特に被害者に対して配慮とかということではなくて、とにかく告訴にとらわれずに適切な対応を取るために制度化したという立法であったようです。その後、現在でありますと児童・青少年の性保護に関する法律、当時児童という表現がまだ入っておりませんでした、2007 年にこの法律が全面改正されました。もともと 2000 年にできた法律でありますけれども、これが 2007 年に全面改正される際に、こういった青少年、19 歳未満の者を言いますけれども、19 歳満の者に対して刑法犯の性犯罪や特定の犯罪を行った者に対しては、従来のように親告罪ではなくて反意思不罰罪とするという立法がなされました。

そのときの法案の要綱のようなものに記載されていますのは、要するに親告罪があるために性犯罪の被疑者が被害者と何とか和解をして処罰を免れようとする事への対策だったようであります。韓国は今でもそうなののですけれども、証人威迫とか、証人に対して何とかアプローチをして自分の無罪を勝ち取ろうというような、そういった問題がかなりあるのですけれども、性犯罪に関しても、被害者の方にアプローチをして、何とか和解することで処罰を免れようとする傾向がすごく強いと言われます。このように犯罪問題が民事の問題に堕してしまっている、そのために性犯罪者に対する適切な処罰といったものを阻害しているので、これは何とか解消し、処罰の実効性を高めるために反意思不罰罪にするのだということが、このときの法案の立法趣旨として掲げられております。

ただ、この親告罪が反意思不罰罪になったということで、どういう影響があったかというのはほとんどわかりません。統計だけでは何とも言えないのですけれども、例えば、これは性犯罪の起訴率の最近の動向を見たものなののですけれども、起訴率が高くなっているかというのと、特に反意思不罰罪になったのは青少年に対する性犯罪だけですので、全体の性犯罪の様子を見てもわからないのですけれども、御覧いただければわかりますように、反意思不罰罪になったのが 2007 年で、施行されたのが 2008 年ぐらいですが、特に起訴率が高くなっているという様子はありません。勿論、青少年に対する性犯罪は性犯罪の一部ですから、そういった影響で出てこないのかもしれませんが、今年たまたま

特別な資料が出ていまして、これによりますと特に不起訴理由の中で「公訴権なし」、要するに告訴が得られなかった場合には「公訴権なし」になるわけですがけれども、この動向などを見ていまして、その割合が特に下がっているという様子は見られません。

それから、特に 13 歳未満や 19 歳未満の者に対してどういうふう to 処理されているかという統計があるのですがけれども、この 13 歳未満の場合も、起訴率が特に上がっているとか、こちらの 19 歳未満の方も特に上がっていることはございません。むしろ起訴率は下がっているぐらいでございますから、反意思不罰罪化されたことでどういう影響が出たかといったことは、これを見ただけで勿論わからないのですが、それでもだからといって何か多く起訴がなされるようになったという動向は統計を見る限りはありません。

更に、2010 年には同法の改正によって、児童という表現が入りましたけれども、同じ 19 歳未満ですが、こういった刑法、特別法の性犯罪が更に今度は非親告罪になってきておりますが、その影響は、2010 年に改正されたばかりですので、今後どうなるかということはまだ様子としてはわかっていない状況であります。

かなり時間が過ぎてしまっておりますが、現在の反意思不罰罪、日本もこういうのをつくったらいけないのではないかという議論はできるかと思うのですがけれども、ただ、韓国における従来の反意思不罰罪というのは先ほどありましたように、軽微な犯罪が中心でありました。ただし、かつて一時的に性犯罪の加重類型が反意思不罰罪になったときもありますので、理論的には犯罪の軽微なものだけを反意思不罰罪にするということではなしに、むしろ、公共の利益よりも被害者の方の、資料の不等号は反対かもしれませんが、公共の利益の方にイコールが向いていなければなりません。要するに、被害者の利益よりもと言ったら変なのですが、それよりは犯罪者の適切な検挙・処罰ということのために反意思不罰罪を活用するということは、理論的にはあり得るでしょうし、韓国も一時そうしたことがあるということでございます。

更に、韓国では青少年に対する性犯罪を最終的には非親告罪化しているわけですがけれども、韓国での議論の中心は、やはり犯人に対する適切な責任追及と再犯防止ということが強く言われているようであります。特に、韓国の性犯罪の告訴率は、これは正式な統計がどうなのかよくわからないのですが、大体 10% ぐらいではないかというふう to 言われておりまして、犯人を逃してしまっているということから非親告罪にする必要があるということは、先ほどの立法趣旨にも出ておりましたけれども、こういうことは非常に強く言われておりますし、勿論被害者の方が告訴するかしないかの選択をする負担だとかいうようなものを解消する必要があるということも言われております。

ただ、日本の場合、被害者の名誉保護を目的として親告罪となっている罪を非親告罪化すると、被害者のプライバシーが侵害されたり名誉の侵害になるということが言われることがあるわけですが、韓国などでは、こういった親告罪があっても、その被害者のプライバシーとか名誉とかは十分に侵害されていると言われることがあります。要するに告訴をしないことによって被害者がまた何かそこで疑いの目で見られるということがあったりとかするので、親告罪があろうがなかろうが被害者

の名誉というのは守られていないということなので、それはきちんと別のところで守るとして、犯罪者の適切な処罰のために親告罪を廃止すべきだと言われています。特に韓国の女性団体は、長年にわたって性犯罪の親告罪を廃止すべきだと主張してきているのですけれども、現在までこれが実現しているのは、特別法の方の加重類型のものと青少年を対象とした性犯罪に限られているという状況であります。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、私の方からの情報提供は以上でございます。何か御質問ありましたらお受けしたいと思います。

○林会長代理 ありがとうございます。

太田先生から最新の韓国における状況をホットな状況を御説明いただきまして、ありがとうございました。

では、これから質疑に入りたいと思います。ちょっと御説明が長くなりましたので、当初ほど長い時間が取れないかもしれませんが、どうぞ皆様から御質問・御意見お願いいたします。

小木曾委員、次、番委員、お願いします。

○小木曾委員 ありがとうございました。

レジュメの1ページのワンストップ支援センターでの供述録画と速記ですけれども、このときの録画とか速記の記録が裁判のときに証拠になるかどうかということをお教えいただきたいのですが。

○太田氏 詳しく確認できてないのですけれども、向こうで聞いたことによりますと、調書と一緒につくるので、調書と一緒に録画したDVDを添付して検察官に送るのだけれども、公判では最初からそれを証拠として再生することはないということのようです。ただし、供述の内容などに疑わしいところがあったりするときにはそれを再生して弾劾的に使うということはあると聞いています。

○林会長代理 番さん、お願いします。

○番委員 ありがとうございました。

ワンストップ支援センターが韓国で広まってきたということによって、性犯罪の認知件数、先ほど起訴率のお話は出たのですけれども、認知件数は明らかに増えたと見てよろしいのでしょうか。

○太田氏 ワンストップ支援センターやさまざまな相談所ができたから増えたかどうかは何とも言えないのですけれども、韓国はいろいろな施策にもかかわらず性犯罪の認知件数はずっと増えてきている状況にあります。勿論その中にはこういった警察における通報の受理体制ですとか、そういったいろいろな相談所などができたということが相談件数、ひいては最終的には通報件数、認知件数の増加につながっていることは十分に考えられますけれども、ただ、どこまでがどれの影響か、もともと暗数が多くてそれが明らかになってきただけのか、でも実際に社会の中の性犯罪も増えている可能性も否定はし切れませんので、その両方があるのではないかというのが私の印象でございます。

○林会長代理 種部委員、お願いします。

○種部委員 ワンストップ支援センターでは、すべての人が多分この条件に合った場合には供述の録画などをされてしまうことになるのだと思うのですけれども、単純に、告訴はしたくないけれども治

療だけ受けたいとか、検査だけ受けたいという人をこのセンターは受け付けているかということと、その場合でも、公費負担で医療が受けられるかどうか教えてください。

○太田氏 支援を受けるために供述をしなければいけないとか、録音をしなければいけないということが義務づけられているわけではありませんので、まずそこで治療は必ず行われます。ですから、別にこの供述だとか録画というものが条件になって、それを受けるならば支援をしますよというのは、もともと支援の本意にもとりますので、そういったことにはなっていないという感じです。

○種部委員 それは公費で受けられるのですか。告訴をする、しないにかかわらず治療費も検査料も全部無料で受けられることになっているのですか。

○太田氏 特にそこに連動はしておりませんので、病院内で治療を受けられれば、全部そのセンターの方が負担しているようですから、告訴の有無でありますとか、最終的には起訴とかということとは連動はしておりません。

○林会長代理 ほかにいかがですか。

番さん、お願いします。

○番委員 今、婦人科的な治療ということのお話だったと思います。カウンセリングなどについては、センターなどは中心的な役割を果たしているのでしょうか。

○太田氏 女性家族部やこのセンターが出している資料などを見ますと、心理カウンセリングと書いてあるのですけれども、実際にはやはり、ここはあくまでも初期的な対応が中心であり、心理カウンセリングだとある程度一定の期間・回数等が必要なので、その場合には、性暴力被害相談所とか、そういうところに支援をつないで、そこで行っています。

それから、先ほどの質問に対する補足ですけれども、センターで聞きますと、ほとんどが警察の方からケースで、要するに被害者の方は警察に通報して、警察で話を聞いてからここに来る方が圧倒的に多いということのようですので、ワンストップ支援センターを知っていて、ここに直接来るというのは、むしろきわめて例外的なのだそうです。

ですから、そういう意味でも、告訴するかどうかは支援を受けることには全く関係ないのですけれども、警察に通報しなければいけないかということに関しては、もう事実上の問題として、最初に警察に行ってそこから送られてくるということの方が多いいいことでございます。

○林会長代理 ほかにいかがでしょうか。

○太田氏 先ほどの小木曾委員が質問された点ですけれども、確認はしてきていないのですけれども、最近、性暴力犯罪の処罰に関する法律の改正で、証拠能力に関する規定が入ったように聞いていますので、もしまたわかりましたら、こちらの方の事務局に情報を送っておきますので、御確認いただければと思います。

○林会長代理 これは私、委員としての質問ですけれども、一般的に、韓国のこういった性暴力犯罪処罰の法律ですとかは、英語で政府の公式サイトから情報を取ることはできるのですか。

○太田氏 日本と同じで、ほとんどが韓国語です。むしろ日本語になっているサイトがあり、韓国

語・日本語・English と書いてあって、日本語で簡単な情報を得られるサイトはあるようです。もしくは、最近のホームページなどは翻訳機能がついておりますので、かなりものすごい訳になりますけれども、大体そのページは何のページかぐらいのことはわかりますので、むしろ英語でなくてもそちらの方の機能を利用されると、少しは情報収集は可能かと思います。

○林会長代理 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員 どうもありがとうございました。

日本と韓国は、刑法が恐らくかなり似ていると思うのですがけれども、親告罪に関してはどうなんでしょう。一覧にしているものの読み方がよくわからなくて申し訳ないのですがけれども、どちらかというと、韓国の方が親告罪になっているものが少ないと考えていいのですか、余り大きな差はないと考えてよろしいのでしょうか。

○太田氏 この別表の細かい方を見ていただくと、どういうものが親告罪になっていて、どういうものが反意思不罰罪になっているかというのを刑法でイメージがわくように、性犯罪以外のものも全部リストアップしてきました。特別法の方は全部ではありません。ほかにもいろいろありますので全部ではないのですがけれども、これを見ていただくとわかりますように、韓国の場合にはいろいろな加重類型があるために、これまで全部カウントしていけば多いような気がしますけれども、ただ一部は日本では親告罪になっているものが反意思不罰罪になっていたり、未成年者略取誘拐みたいに日本では親告罪であるにもかかわらず韓国では非親告罪でも反意思不罰罪でないものがあつたとかというようなことなので、個数というのは、何をどう考えるのが多いのかわかりせんけれども、むしろ印象としては、大分なくなってきたにもかかわらず、刑法の中にはまだ親告罪がたくさんあるというふうに言ってもいいのではないのでしょうか。

ただし、それはいずれもいろいろな加重類型になっています。未成年者に対する偽計による姦淫とかいろいろな規定がありますので、そういったものを含めると、韓国はたくさん親告罪があると言えるかもしれません。ただ、たくさんの加重類型が特別法の方にありますので、こちらの方がかなり非親告罪となっているという印象かと思います。

○林会長代理 ありがとうございます。

やはり、そうすると重大な犯罪であるということが親告罪になっているというのとかなりリンクしていると考えてよろしいのでしょうか。

○太田氏 そうですね。強姦の中でも、例えば、住居侵入した上でやるとか、凶器を持って強姦するとかというものは全部特別法で加重類型になっていますので、こういったものは犯罪の重大性と、ですから訴追とか公共の利益ということを被害者のプライバシー保護より優先という言い方は変だと思うのですがけれども、やはりそういった公共的な利益や重大性という観点から考えて評価をしていると考えられます。

では、刑法の強姦罪は重大でないのかというと、それだけでも十分重大です。ですから、韓国など

ではずっとこういった性犯罪を非親告罪化すべきだというふうに言われています。

私はアジアのいろいろな国の研究をしているのですが、例えば台湾などですと、たしか、強制わいせつはすべて加重類型も含めて全部非親告罪化に大分前になったと記憶していますし、強姦も単純強姦罪を除きますと、かなりがもう非親告罪化になっていると思いますので、アジアではそういった動きがありますが、ただし韓国では刑法だけはなかなかこちらの方の親告罪はまだ行われておりません。ただし、それを一部青少年のものに関しては、特別法として非親告罪化しているという状況でございます。

○林会長代理　ありがとうございます。

竹信委員。

○竹信委員　アジアの研究をかなりされているということですが、韓国などでもこれだけ膨大な予算と大規模な対策を打っているということは、日本ではほとんどなかなか難しい、先ほどもマンパワーも削られているとおっしゃいましたけれども、その違いと言いますか、どうしてこういうことができるようになったのかについて、ちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

○太田氏　幾つかの背景があると思います。

まず1つは、人口比当たりの性犯罪の発生率が韓国は非常に高いということが言えます。先ほど冒頭で紹介したように、かなり強力な性犯罪対策をやっているにもかかわらず全く減る気配がない。特に、アメリカで言いますとメーガンちゃんとか、ジェイコブ・ウェタリングちゃんとか、ああいう少女に対する強姦殺人事件、韓国ではヘジンちゃんとかイエスルちゃんの事件とかありまして、こういったものをマスコミがワッと取り上げて、これに対して国会議員が非常に敏感に反応して立法に動くということがありますけれども、そういった性犯罪事件そのものの動向といったものがあるかと思っています。

もう一つは、今も言いましたけれども、韓国では議員立法が非常に盛んです。日本も最近議員立法がかなり行われるようになりましたけれども、韓国はもう議員立法の数が日本の比ではありません。1条だけを変えるような議員立法が1つの法律にもうたくさん集中して、1つの法律の中に20ぐらい議員立法が集まっているというのもまれではありません。

それぐらいいろいろな議員立法が出てきますと、国会がそれをまとめまして委員長提出、韓国は委員会提出と言いますが、委員会提出の議員立法としてまとめて、場合によっては政府法案ともまとめて出すというようなことも、わりと積極的にやっていますので、そういった議員立法の積極さが背景としてあげられます。

先ほどの非親告罪化のところでも、議員立法か政府立法か掲げておきましたけれども、結構議員立法となっています。なぜ議員立法が盛んなのかと向こうの研究者の友人などに聞きますと、選挙対策だと言うのです。これはここで言っているのかどうか分かりませんが、とにかく自分はこの立法に貢献したというふうなことを、日本でもそういうのはあるかもしれませんが、そういうことを言いたいがために、国会議員が非常に積極的に立法するというのが、いろいろなものが動く

背景にもなっているようです。逆に非常に余りにも性急な立法も行われるために、いろいろな法律の問題も起きているとも言われております。

もう一つは、大統領制です。日本みたいな議員内閣制ではなくて大統領制を採っているために、トップダウン方式での立法や政策実現というのはかなり迅速に行うことができます。今年大統領選挙の年でございますけれども、大統領選挙のときにいろいろなプレッシャーグループ、圧力団体が選挙に協力するから選挙公約に施策を盛り込んでくれと、特に女性団体がその支持する大統領候補にいろいろなものをお願いして、かつて 90 年代前半だったかと思えますけれども、この性暴力の法ができたのは 94 年なのですけれども、この前あたりにもそういった大統領選挙などで公約に盛り込まれたものが、当選した大統領がそれを実行していったというようなことがありますので、そういう大統領制という下での動きやすさというのもあります。

また、法務省の対応が非常に早いということがありまして、きわめて短期間の間に法案をつくって提出をするといったこともありますので、そういったことも立法が十分に行われる背景ではないかと思えます。

それから、たくさん女性団体がございまして、私も、韓国でいろいろなすばらしい女性の方にいろいろなところでお会いするのですけれども、例えば、梨花女子大学出身のいろいろな分野、女性学、社会福祉学、心理学という人たちが、こういう性暴力相談所とか、いろいろな NGO、今日の亀井先生もそうですけれども、いろいろなところで活躍をしていらっしゃって、そういう人たちが原動力になっているということもあろうかと思えます。

○林会長代理 ありがとうございます。

時間が参りましたので、太田先生からの御説明については、以上をもって終了させていただきたいと思えます。

今回は、急なお願いにもかかわらず、大変詳細な最新の情報について御提供いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、次に、皆様のお手元の資料の 3 と 4 について、事務局より説明をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 今回事務局から資料を 3 点、お配りしております。

資料 3 をごらんください。

これはこれまで本専門調査会において行ったヒアリングの一覧になっております。

本日まで 16 人の委員及び有識者の方からヒアリングを行ってまいりました。この中で、警察庁及び法務省からの取組状況についての説明を受けております。

委員及び有識者からのヒアリングにつきましては本日で一旦終了し、次回の専門調査会におきましては、関係府省から第 3 次基本計画の取組状況等について説明を行っていただき、その上で報告書の検討に移っていきたいと考えております。

資料 4－1 をごらんください。

こちらにつきましては、これまでのヒアリングを通して、委員及び有識者の方から出された主な意

見を、第3次男女共同参画基本計画の項目に沿って並べたものです。

また、資料4-2をごらんください。

こちらにつきましては、それらの主な意見を、事務局におきまして主要なポイントとなる項目ごとに整理したものです。意見の整理におけるこれらの項目が、今後とりまとめていく報告書の主要な項目になると考えております。

本日お願いしたいのは、これらの2つの資料につきまして、主な意見の中で、これまで出していたものについて抜けているものがないかどうか、また、意見の整理につきまして、これから報告書に盛り込むポイントとして項目を立てるべきものとして、ほかにどのようなものがあるかという観点から御確認いただき、御意見をいただきたいと思っております。

これまでメール等でもやりとりさせていただいておりますが、かなりの部分は反映させていただいていると思っておりますけれども、また改めて御意見いただきたいと思っております。

本日いただいた意見を反映させまして、3月中を目途にこの2つにつきまして確定させたいと考えております。その上で、次回関係府省から取組状況等についてヒアリングを行い、その後報告書の作成に移っていきたくと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長代理 御説明ありがとうございます。

今の説明に対する質問も含めて、皆様の御意見を少しいただきたいと思います。

有識者及び委員からのヒアリングについては、一応今回をもって終了ということにさせていただき、次回、4月の専門調査会では、関係省庁からのヒアリング、つまり私どもが今回まとめた意見についてどういった取組が行われているかということについて、またヒアリングに戻りたいと思っております。

そうしますと、今日は是非皆様から御意見をいただきたいのは、関係府庁からのヒアリングにおいて、特にどういったことについて意見を聞きたいかということについて御意見をいただきたいと思います。

それから、資料の4-1と2については、事前に皆様にメールでお送りし、私もいただいておりますが、時間も余りありませんでしたので、これで最終的に確定というわけにはまいらないと思います。しかし、3月中に確定はしたいので、今日から3月末までの間にメール等で御意見をいただいて、この主な意見と意見の整理というのを確定したいと思っております。

それでは、余り時間がないのですけれども、是非、次回のヒアリングに向けての御希望であるとか、あるいはこの4-1、4-2については是非これは今日発言しておきたいというようなことがありましたらお願いいたします。

事務局に質問ですが、関係府庁については、4月に特にどこから聞くというのは決まっているのですか。

○原暴力対策推進室長 第3次基本計画の性犯罪対策の取組のところに、関係省庁として記載されているところを考えております。

○林会長代理 全部来るといえることですか。

○原暴力対策推進課長 内閣府ですと男女局と共生の犯罪被害者担当、それと法務省、警察庁、厚生労働省、文部科学省を考えております。

○林会長代理 お願いします。

○木村委員 4-1と4-2の関係なのですけれども、4-1を事務局の方の責任でまとめていただいたのが4-2という理解でよろしいのでしょうか。

○原暴力対策推進室長 4-1につきましては、この専門調査会等での意見を、こちらの方で先生の御意見はこういうことでしょうかということで、先生方に確認いただいて、それを事務局の方で整理する、単に並べ直しただけのものがございます。それを、事務局の責任においてポイントに沿って整理し直したのが4-2ということになります。

○木村委員 そうしますと、その上での確認なのですけれども、4-2の性犯罪への厳正な対処等の1つ目の○なのですが、以前のこちらの前期の委員会というのでしょうか、以前の取りまとめでは、確かに構成要件の見直し等でかなり書き込まれていたような気がするのですが、この委員会では、親告罪のことは結構議論があったと思うのですけれども、年齢の引き上げとか、あとは構成要件の抜本的な見直しのようなことは、余り議論になっていなかったような気はするのですけれども、ここまで書き込んだまとめ方になりますかという質問です。

○原暴力対策推進室長 この罰則のあり方等の検討につきましては、第3次基本計画におきまして、ここに書かれている強姦罪の見直し、非親告罪化など性犯罪に関する罰則のあり方について検討すると記載されておりまして、今回のヒアリングを通して、まだ十分議論が深まっていないという御意見もあるかと思えますけれども、これらについては問題意識を持ってこれまで意見交換を行ってありましたので、それにつきまして更に検討を進めるという形で整理させていただいております。

○木村委員 わかりました。

○林会長代理 原委員、お願いします。

○原委員 確認をさせてください。

資料4-2の被害者への支援、ここで書いてあるワンストップ支援センターというのは、医療機関を想定しているのか、ほかの機関もワンストップ支援センターになり得るとなっているのか、どういう整理だったのかお聞かせください。

○原暴力対策推進室長 こちらにつきましても、第3次基本計画におきまして、ワンストップ支援センターの設置の促進を検討するということが記載されておりまして、検討の過程で、医療機関でなければならないですとか、医療機関以外も含めるとか、そこまでは議論が深まっておりません。

そういったワンストップ支援センターについて設置の促進を行うということを検討していくという趣旨で整理させていただいております。

○林会長代理 よろしいでしょうか。

ほかに資料4について御意見ございますでしょうか。

今すぐはないということであれば、メールで御意見を出していただき、3月中に事務局に案を確定

していただいた上で、次回の関係府庁とのヒアリングに臨みたいと思います。

○種部委員 1点だけよろしいでしょうか。

○林会長代理 はい、お願いします。

○種部委員 確認ですけれど、各省庁の方たちは、基本的には4-2の方をベースにいろいろな意見を聞かせてくださるということでしょうか。4-1も参考にさせていただけるということでしょうか。

○原暴力対策推進室長 次回の関係府省からのヒアリングにおきましては、まず第3次基本計画において定められた性犯罪対策の取組状況と、今回専門調査会でいろいろ出していただいた先生方の御意見に係る取組、またそれについての意見をお伺いしたいと思っております。

こちらの4-2につきましては、整理させていただいたものですので、勿論それは4-1を踏まえた整理ですので、4-1につきましても、当然それを踏まえて、関係する取組ですとか、意見がありましたらそれについて聞きたいと考えております。

○種部委員 ということは、4-1にあることを、4-2ですべて網羅することは難しいということなのですが、ちゃんと詳細な行間も読んでくださるということですね。4-2だけをベースに議論がなされるというわけではないですね。わかりました。

○林会長代理 では、そのようによろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りまして、皆様のお手元の資料の5-1と5-2をごらんください。

これは、本年の2月27日から、先週3月9日までの間、ニューヨークで開催されておりました第56回国連婦人の地位委員会で採択された自然災害とジェンダー決議にかかわる資料です。

本決議は、東日本大震災から1年になるに当たり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会への理解を深めるとともに、より女性に配慮した防災への取組を促進することを目指して、我が国として今回初めて共同提案国になったものです。

岡島局長が婦人の地位委員会に出席されましたので、岡島局長から概要の説明を少しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡島局長 ただいま、林会長代理から御説明がございましたように、今年の国連の婦人の地位委員会におきまして、我が国が昨年の3.11の災害を踏まえまして、自然災害とジェンダーという決議を提案しました。

これにつきましては、提案国としまして関係国といろいろと調整をした上で、日本を含めまして50か国での共同提案という形になりました。そして、コンセンサスで採択がされたというものでございます。

内容につきましては、資料5-2以下にございますけれども、これにつきましては、今、外務省で日本語訳を行っております。ということで、詳しいところ、正確なところは日本語訳ができてからホームページなどでごらんいただければありがたいと思います。

このうち、本専門調査会と関係しますところが暴力ということでございますが、具体的には、途中からしかページが打ってなくて恐縮でございますけれども、3ページの(f)と(g)に当たるとこ

ろに暴力に関する規定がございます。

簡単に申しますと、災害後、いろいろな暴力が起きる可能性があるということで、(f)の方は性的、あるいは男女間の暴力に特別の注意を払うこと。それから、人身取引のリスクとか、あるいは孤児になった子どもなど、弱者についてはさまざまな形態の搾取があり得るので、その予防に留意をすることといったこと。(g)につきましても、同じように災害発生後の環境の中で、暴力被害者の保護とケアの支援をきちんとすること。あるいは、暴力の被害者に対する法律、あるいはその他のサービスの提供。2次被害を避けるための支援というものを確保するといったことが書かれているというところがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○林会長代理 ありがとうございます。

私が所属しております条約機関としての女性差別撤廃委員会でも、現在災害と女性について作業部会をつくって、条約解釈のための新しい一般勧告づくりが始まっているところですので、今回そのタイミングで日本政府がこういったものを婦人の地位委員会に出していただいたということは、大変ありがたいと思いますし、今後更にこの決議を発展させるような形で国内外で努力したいと思います。

それでは、最後に皆様のお手元の資料5をごらんください。

前回第 62 回会合の議事録がまとめられています。これにつきましては、このとおり決定し、内閣府のホームページ等で公表することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林会長代理 御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

この議事録については、速やかに公開することといたします。

では、そろそろ時間が近づいてまいりましたので閉会したいと思います。次回の専門調査会について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回につきましては、4月23日月曜日、10時30分から12時30分まで。今回と場所が変わりまして、中央合同庁舎の第4号館の共用1214特別会議室での開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長代理 それから、事務局から7月の日程調整ですとか来ておりましたので、委員の皆様からの御回答をよろしくお願いいたします。

これで、「第63回女性に対する暴力に関する専門調査会」の会合を終わります。

お2人の説明のための有識者の先生方、今日はどうもありがとうございました。